

## 新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置

### (第1回) 法人税・消費税・固定資産税・社会保険料などの納付が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は戦後最大の危機に直面。日本経済も感染症拡大の影響により国難とも言うべき厳しい状況が続いております。

こうした状況から政府は、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として新たに総額 25 兆 6,914 億円の 2020 年度補正予算案を国会に提出。衆参両院の審議を経て、本年 4 月 30 日に国会で可決・成立しました。

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」(注)の重要なポイントを 3 回にわたり、ご紹介します。第 1 回目は「納税猶予の特例」措置について取り上げます。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

#### ポイント 1. 「納税猶予の特例」の概要

「納税猶予の特例」とは、新型コロナウイルス感染症の影響で「事業等に係る収入」に相当の減少があった事業者に対して、無担保かつ延滞税なしで 1 年間、納税の猶予が認められる特例制度です。

この特例は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。

ただし、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や、出国する際に直接納付する方式の国際観光旅客税などについては対象となりません。

法人税や消費税などの国税を例にとって「納税猶予の特例」を解説します。

##### ■ 従来の制度と納税猶予特例との比較

項目	従来の制度 (国税通則法第 46 条)	納税猶予の特例 (緊急経済対策)
事由	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な <b>損失</b> を受けた場合	新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、相当な <b>収入の減少</b> があったした場合
猶予の対象となる要件	一定期間 (原則 1 年) において、大幅な赤字が発生して、一時の納税ができないと認められる場合	本年 2 月 1 日以降の任意の期間 (1 カ月以上) において、収入が相当 (前年同期比概ね 20% 以上) 減少し、一時の納税が困難と認められる場合
担保	担保の提供が可能な場合は担保の提供が必要となります。	担保は不要です。
延滞税	延滞税は通常年 8.9 % ですが、猶予期間中は年 1.6% に軽減されます。 (注) 同感染症の影響により財産に損失が生じた場合 (消毒作業での在庫の毀損等) は、免除される場合もあります。	延滞税は免除されます。

#### ポイント 2. 対象者に関する要件



A子さん

先生、本特例の対象者について教えてください。

- ① 法人だけでなく個人も本特例の対象になりますか？
- ② 法人について、事業規模などの制限はありますか？
- ③ 青色申告ではなく白色申告の場合でも、本特例の対象になりますか？



キド先生

【①の回答】

「事業等に係る収入（事業所得、給与所得、不動産所得など）」があり、かつ、収入減少等の要件を満たしている個人が対象となります。

例えば、事業・不動産賃貸業を営む個人だけでなく、フリーランス（事業所得者）やパートやアルバイト（給与所得者）も収入減少等の要件を満たせば本特例の対象となります。

【②の回答】

資本金や従業員数などの会社の規模に関係なく、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

【③の回答】

白色申告の場合でも、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

### ポイント3. 収入減少に関する要件



A子さん

先生、本特例の収入減少の要件について教えてください。

- ① どの程度の収入減少が要件となるのですか？
- ② 利益が黒字であっても、収入減少要件を満たせば本特例を利用できますか？
- ③ 前年の月別収入が不明の場合には、どのように判断すればよいですか？
- ④ 収入が20%減少していない場合にも、納税猶予は利用できますか？



キド先生

【①の回答】

同感染症の影響により、本年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件となります。

【②の回答】

利益が黒字であっても収入減少等の要件を満たせば本特例を利用できます。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、一時に納税することが困難と認められる場合に限りません。

【③の回答】

前年の月別収入が不明の場合には、次のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- ・ 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
- ・ 事業開始後1年を経過していない場合、本年1月までの任意の期間と比較

【④の回答】

特例の要件を満たさない場合でも、従来の納税猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。（ただしこの場合、原則として年1.6%の延滞税がかかります。）

## ポイント4. 「納税猶予の特例」を希望する企業の相談事例



経理課長

### 【質問内容】

私は旅館業（4月決算）の経理課長です。当社は前期の2018年11月から19年3月まで大規模な耐震補強工事とリニューアルに伴い事業を休業していたため、19年4月決算では法人所得は多額の欠損金が発生し、消費税は還付となりました。

そして当期（本年4月決算）においては、工事に伴う借入金の返済に加え、同感染症による旅館で資金繰りが切迫しています。特に、消費税については前期還付申告のため中間納税を行っておらず、10月以降課税仕入が概ね軽減税率の8%で課税売上が標準税率の10%ですので、当決算における消費税の納税見込額は約6,000万円を想定しています。そこで、質問です。

- ①当社は資本金8,000万円・従業員数約180名であり、中小企業基本法における「中小企業者等」に該当しませんが、納税猶予の特例は受けられますか？
- ②収入減少割合について、本年4月はほとんど休館していたため前年同期比80%減でしたが、本年2月と3月は前年が休業期間であったため前年同期比を算出することができません。本年4月の売上だけで判断してもよろしいでしょうか？
- ③来期（21年4月決算）の期中における消費税の予定納税の支払も苦慮していますが、この予定納税についても納税猶予の特例を利用できるのでしょうか？



キド先生

### 【①の回答】

納税猶予の特例の要件を満たせば、会社の規模に関係なく利用できます。

### 【②の回答】

本年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入減少割合が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件ですので、4月だけで判断しても問題ないと思います。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する等の理由により「**一時に納税することが困難と認められる場合**」に適用されますので、資金繰り予定表などの資料を用意しておく必要があります。

### 【③の回答】

本年2月1日から21年1月31日までに納付期限が到来する所得税・法人税・消費税などが対象となっています。特に、確定申告分とは記載がありませんので、予定納税額についても猶予特例の対象になると思われますが、詳しくは国税局猶予相談センターにご相談ください。

## ポイント5. 申請手続きと相談窓口

### ①申請手続き

関係法令の施行（本年4月1日）から2カ月後、または納付期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出する必要があります。詳しくは以下の相談窓口にご相談ください。

### ②納税猶予に関する相談窓口

納税猶予に関する相談窓口は、税の種類や社会保険料などにより異なります。

- 法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国（税務署）へ納付する税金の猶予相談  
⇒「国税局猶予相談センター」にお電話ください。  
（注）国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。
- 市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談

⇒都道府県や市区町村の担当窓口へご相談ください。

● 社会保険料についての猶予相談

⇒日本年金機構へご相談ください。

(注) 具体的な詳細は政省令でご確認ください。

城所 弘明 (きどころ・ひろあき)  
公認会計士・税理士・行政書士  
日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

## 新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置

### (第2回) 事業用家屋・償却資産の固定資産税減免および欠損金の繰戻し還付制度

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」(注)の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介します。第2回目は「事業用家屋・償却資産の固定資産税減免」および「欠損金の繰戻し還付制度」について取り上げます。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

#### ポイント1. 事業用家屋・償却資産の固定資産税が減免できます

##### (1) 既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

売上が大幅減少の中小事業者などに対し、2021年度課税の1年分に限り、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする特例です。

項目	要件の内容		
対象となる 中小事業者など	次のいずれかの事業者が対象です。 ・資本金（又は出資金）が1億円以下の法人 ・資本金（又は出資金）を有しない場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人		
売上減少割合 と減免率	本年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、次のような場合です。		
	売上減少割合	課税標準	減免率
	30%以上50%未満減少	2分の1	50%
50%以上減少	ゼロ	100%	
手続き要件	<p>21年1月31日までに認定経営革新等支援機関などの確認を受けて各市町村に申告する必要があります。</p> <p><b>&lt;軽減措置の流れ(イメージ)&gt;</b></p> <p>(※) 税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など (税理士、公認会計士、弁護士など) (出典：総務省「地方税法の改正(筆者加筆訂正)」)</p>		

##### (2) 新規の設備投資に対する固定資産税の減免対象の拡大

現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置(生産性向上特別措置法に基づく特例措置)において、償却資産に加え一定の事業用家屋と構築物も適用対象となり、生産性向上特別措置法の改正を前提に22年度まで2年間延長されました。

【お問い合わせ先】 制度のお問い合わせは総務省自治税務局固定資産税課に、具体的な手続きは各市町村の担当部署にご相談ください。

## ポイント 2. 欠損金の繰戻し還付制度が活用しやすくなります

### (1) 青色欠損金の繰戻し還付の特例

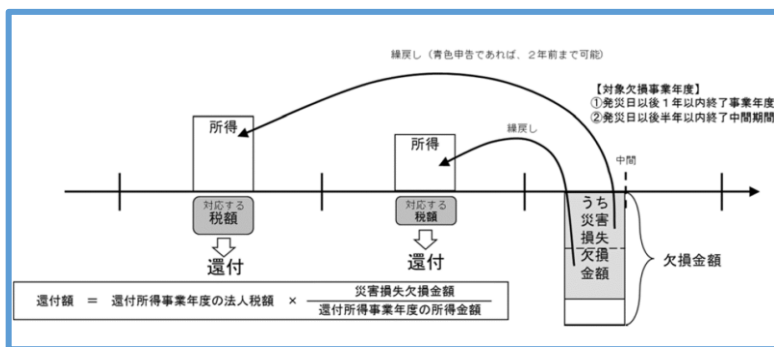
項目	要件の内容
制度の概要	青色申告書を提出する法人について、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金を繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。
対象企業	資本金1億円以下の法人（中小法人）から資本金10億円以下の法人に範囲が拡大されました。 （注）大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人などは除かれます。
対象となる欠損金額	本年2月1日から22年1月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。
還付請求の手続き	原則として、還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出します。 （注）新型コロナ特法により本制度の対象となる法人が、本年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、本年7月31日となります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告や還付請求の手続きが難しい場合は、その期限を個別に延長することが可能です。

### (2) 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

項目	要件の内容
制度の概要	災害により災害損失欠損金が生じた法人は、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度（又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間）に生じた災害損失欠損金額を、その開始の日前1年（青色申告書を提出する法人は前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。
新型コロナウイルス感染症の影響による費用又は損失（災害損失）の例示	次のようなものが該当します。 ・飲食業者などの食材の廃棄損 ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品などの除却損 ・施設や備品などを消毒するために支出した費用 ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機などの購入費用 ・イベントなどの中止により廃棄せざるを得なくなった商品などの廃棄損



【災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付のイメージ図】



（出典：財務省「欠損金の繰戻しによる還付の特例」）

【お問い合わせ先】 最寄りの税務署にご相談ください。

城所 弘明（きどころ・ひろあき）  
 公認会計士・税理士・行政書士  
 日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

## 新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置

### (最終回) 消費税の課税選択の変更に係る特例、設備投資減税の拡充、その他様々な特例措置など

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」(注)の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介します。最終回である今回は消費税の課税選択の変更に係る特例などを取り上げます。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

#### ポイント1. 消費税の課税選択の変更に係る特例などが活用できます

売上が著しく減少した事業者において、課税期間中であっても、課税選択をやめる(免税事業者に戻る)ことなどが可能となる特例ができました。なお、免税事業者に戻れるのは、その課税期間の基準期間(法人は前々事業年度、個人事業者は前々年)における課税売上が1,000万円以下の事業者などです。

#### 【現行制度と特例との比較】

項目	現行の課税選択の変更制度	特例
課税選択	課税事業者選択届出書または課税事業者選択不適用届出書は、その課税期間の開始前に届出を行う必要があります。	税務署に申請し承認を受けることで、課税期間の開始後であっても消費税の課税事業者を選択またはやめることができます。
継続適用	消費税の課税選択を行った場合には、2年間の継続適用が必要です(翌課税期間に適用を取り止めることはできません)。	本特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。

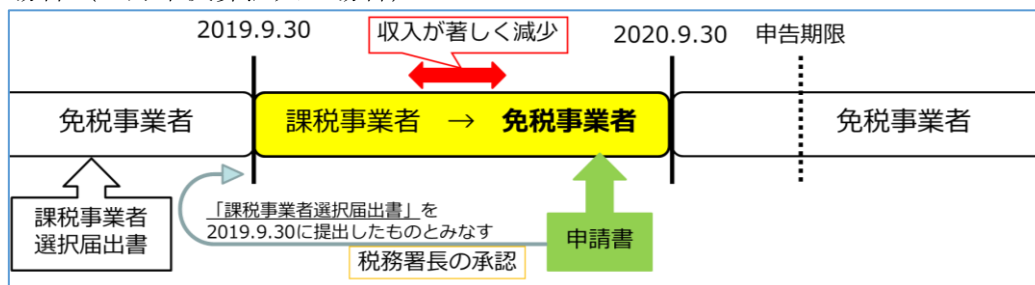
#### 【特例適用の要件】

項目	要件の内容
課税期間	法律施行日(本年4月30日)以後に申告期限が到来する課税期間に適用されます。
売上減少割合	新型コロナウイルス感染症の影響により、本年2月1日から2021年1月31日までの期間の内の一定期間(1カ月以上の任意の期間)の収入が、前年同月比概ね50%以上減少した場合に適用されます。
申請書の提出	当該課税期間の申告期限までに、税務署に申請し承認を受ける必要があります。



【課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例】

- 当初、2020年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、20年3月1日から31日の1カ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、20年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上が1,000万円以下の事業者などです。

【簡易課税制度の適用に関する特例】

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、消費税法第37条の2において、「災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例」が設けられています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことで簡易課税制度の適用を受ける（またはやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（またはやめる）ことができます。

ポイント2. テレワーク導入支援のため、設備投資減税が拡充されます

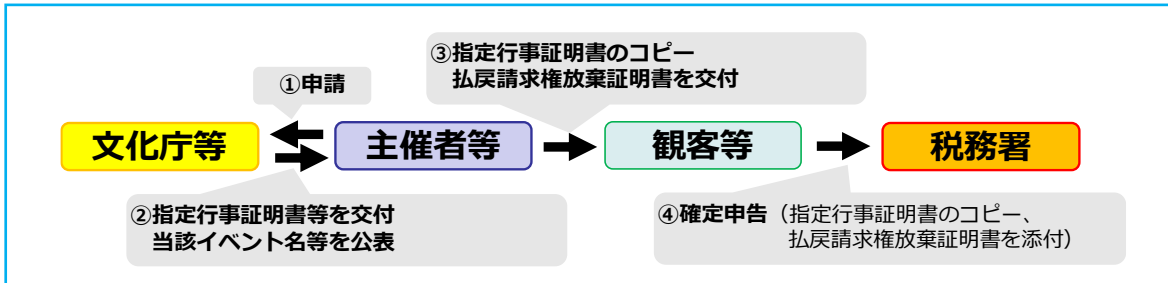
現行の「中小企業経営強化税制」において、新たにテレワークなどの導入のための設備投資も新類型（C類型）として対象範囲が拡大されました。

項目	要件の内容	
制度の概要	中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資に対して、即時償却または税額控除10%（または7%）を選択適用できる制度です。	
A類型 (現行制度)	生産性向上設備 生産性が年平均1%以上向上改善する設備	
B類型 (現行制度)	収益力強化設備 投資利益率5%以上の投資計画に係る設備	
C類型	デジタル化設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備）が対象となります。	
	◆機械装置（160万円以上）	◆建物附属設備（60万円以上）
	◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上）	◆ソフトウェア（70万円以上）

### ポイント3. 様々な特例措置が活用できます

(1) チケット代金払戻しの放棄によって、寄附金控除が受けられます  
文化芸術・スポーツイベントの中止などに伴い、観客がチケット代金などの払戻しを求めなかった場合、その金額は寄附とみなされ、寄附金控除の対象となります。

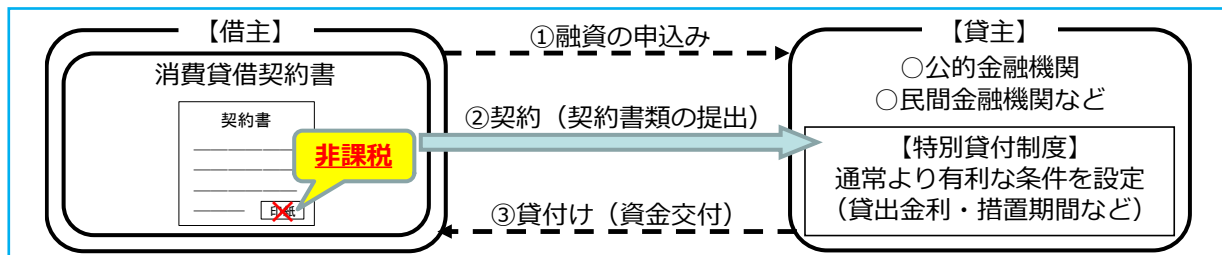
#### 【寄附金控除の適用までの流れ】



(出典：日本商工会議所「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制措置のポイント)

(2) 特別貸付に係る印紙税が非課税となります

公的機関や民間金融機関などが、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る契約書については、印紙税が非課税になります。



(出典：日本商工会議所「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制措置のポイント)

(3) 住宅ローン控除の適用要件が弾力化されます

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などにより、本年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合などについても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるようになります。

(4) 市町村または特別区から給付される一定の給付金が非課税となります

市町村または特別区からの給付金で次に掲げるものについては所得税が課税されません。

1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置で、家計への支援の観点から給付される一定の給付金
2. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置で、児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される一定の給付金

(注) 各都道府県で設定する「感染拡大防止協力金 (各都道府県により名称が異なる場合があります)」については、所得税・法人税の計算上、収入金額 (益金) になります。

城所 弘明 (きどころ・ひろあき)  
公認会計士・税理士・行政書士  
日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員